

令和8年 第6回定例教育委員会 会議録

- 1 招集年月日 令和8年6月30日（火） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 委員会室（庁舎3階）
- 3 出席委員 富野教育長、中村委員、荒木委員、金子委員、金澤委員
- 4 事務局出席者 宮原教育次長、園田指導主事、林枝次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 金澤 淳子 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和8年 第5回定例教育委員会（令和8年5月27日開催）
- 7 教育長報告
- 8 専決報告
専決第6号 佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱（平成22年教委要綱第3号）の一部改正について
専決第7号 佐々町教育委員会学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱（令和5年教委要綱第5号）の一部改正について
専決第8号 佐々町立小中学校共同実施室組織運営規程（平成21年教委訓令第2号）の一部改正について
専決第9号 佐々町共同実施要綱（平成21年教委訓令第3号）の一部改正について
- 9 案 件
議案第28号 佐々町地域未来塾推進事業実施要綱について
- 10 報告事項
（1）令和8年 6月議会（一般質問・補正予算）について
（2）佐世保市中学校体育大会の結果について
（3）令和8年度 学校閉庁日について
（4）千本公園プールの休止について
（5）名義後援（3件）について
（6）行事関係報告について
- 11 意見交換 令和8年度 長崎県市町教育委員会合同研修会の分科会について
- 12 その他
（1）次回開催日時 令和8年7月29日（水） 14時30分～
※「そよ風アリーナ」体験会終了後（佐々中学校体育館）
（2）開催場所 佐々町役場 委員会室（庁舎3階）
（3）その他

〈審議の経過（要約）〉

富野教育長	ただ今から、令和8年 第6回定例教育委員会を開催します。
富野教育長	<u>1 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。金澤 淳子 委員にお願いします。
富野教育長	<u>2 前回の会議録の承認</u> 「令和8年 第5回定例教育委員会会議録」については、別紙のとおり承認することよろしいでしょうか。 (委員からの質問・意見等なし) 特に質問・意見等はないようですので、承認することといたします。
富野教育長	<u>3 教育長報告</u> (1) 教育委員会の主な活動について (2) 町内校長会（令和8年6月1日開催）での指導事項について 【指導事項】 ○「全国町村教育長会研究大会でのまなび」について 「これからの学校教育」 ・立ち行かない「一斉指導」 ・学習指導要領の熟読 ・教科書「で」学ぶ →余白を生み出す ・育成すべき児童生徒の姿 →高校教育改革の考え方から ○省察する教師集団について ・省察の過程を体験する、学ぶ ・自ら問いを作る →主体的な学び ・子どもの学びと教師の学びの相似形 →令和の長崎スクール実践：すべての先生方が省察 【連絡事項】 ○学校閉庁日 令和8年 8月10日（月）～8月16日（日） 令和8年12月28日（月）～令和9年1月6日（水）
林枝次長補佐	<u>4 専決報告</u> 専決第6号 佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部改正について それでは、専決第6号について説明いたします。 佐々町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部改正になりますが、改正内容としまして、修学旅行費の支払方法の改正になります。改正前におきましては、修学旅行の実施後に各学校から提出された報告書に基づいて精算払い

林枝次長補佐	を行っていました。ただ、この方法では、学校への支払いの時期がかなり遅くなってしまうことになりますので、今後は、修学旅行の実施前に学校から提出される修学旅行に関する承認願に基づいて概算払いをさせていただきます。 もし、修学旅行への欠席者があった場合には、実績報告の提出後に返金の手続きを取りたいと考えています。この方法によりまして、学校に対する扶助費の支払いの遅延を回避できるということで要綱を改正させていただいています。本改正については、事務処理上の軽微な改正ということで、専決処分をさせていただいています。 専決第7号 佐々町教育委員会学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱の一部改正について 次に、専決第7号について説明いたします。 佐々町教育委員会学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置要綱の一部改正になりますが、新旧対照表のとおり条文の文字に誤りがありましたので、「校務」を「公務」と訂正させていただいています。本改正につきましても軽微な改正ということで、専決処分をさせていただいています。
林枝次長補佐	専決第8号 佐々町立小中学校共同実施室組織運営規程の一部改正について 次に、専決第8号について説明いたします。 佐々町立小中学校共同実施室組織運営規程の一部改正になりますが、第6条第4号におきまして、共同実施室の業務として「事務職員未配置校における業務の支援」と規定していたところですが、「新規採用職員及び」という文言を挿入させていただいています。これは、共同実施室の実態としまして、令和7年度から佐々小学校に新任の事務職員が採用されています。この状況を受けまして従来の事務職員未配置校だけでなく、新規採用の事務職員につきましても、共同実施室全体で学校枠を超えて相互に支援を行っていきたいという考えから一部改正を行ったものです。 本改正につきましても軽微な改正ということで、専決処分をさせていただいています。
林枝次長補佐	専決第9号 佐々町共同実施要綱の一部改正について 続きまして、専決第9号について説明いたします。 佐々町共同実施要綱の一部改正になりますが、今回の改正では、別表部分の改正を行っています。今回の改正の前提として、5月に開催しました共同実施協議会の中で、現行の実施要綱の中に文言や表現が誤っていると指摘を受けまして、改めて学校事務職員との調整を行い、一部文言の改正をさせていただいています。まず1点目が「別表第1」区分の「謝金関係」を「報酬関係」に訂正しています。次に「扶養手当（配偶者・子）」の部分配偶者を削り、「扶養手当（子）」に訂正しています。また、給与事務・旅費に関する諸事務の中で「⑧追求戻入報告書」で「追求」ではなく「追給」と文字の誤りを訂正しています。最後に「別表第2」区分につきまして、「臨時的任用職員等支援に関する事」について「新規採用職員及び」という文言を挿入させていただいています。

	本改正につきましても文言訂正などの軽微な改正ということで、専決処分をさせていただきます。
鮎川係長	5 案 件 議案28号 佐々町地域未来塾推進事業実施要綱について それでは、議案第28号について説明いたします。 佐々町地域未来塾推進事業実施要綱ですが、新規の要綱提案になります。 はじめに本事業の概要をご説明します。地域未来塾は、佐々中学校の生徒を対象に放課後に学習支援を行うものになります。 要綱の説明ですが、第2条の実施主体としては、佐々町教育委員会としています。事業内容としては、第3条に規定していますとおり、中学生の学習の場を設け、学習支援を行うこと、また、中学生に学習習慣を身に付けさせることを本事業の目的としているところです。次に実施場所としまして、第4条に佐々町公民館ほか社会教育施設で行うものとしています。第5条の実施日及び実施時間につきましては、要綱上では「別に定める。」としていますが、まずは週1回から始めたいと考えておりまして、具体的な曜日や実施時間につきましては、今後検討していく予定としています。次に対象者としては、第6条に佐々中学校に在籍する生徒と明記しています。第7条には地域未来塾への参加に対する手続きを明記しています。参加申込書を教育委員会へ提出した後に登録承認を行うという流れになります。保護者からの費用負担につきましては、第9条にあるとおり、無料での利用を規定しています。地域未来塾では、宿題であったり学校の教材を使用して学習支援を行うことを想定していますので、別途の教材を提供する予定とはしていません。第9条の但し書きにつきましては、今後、教材費が発生する場合に備えて保護者からの実費負担の整理を行っているところです。次に第10条につきまして、地域未来塾で指導を行っていただく「教育活動サポーター」の配置について規定しておりまして、教育活動サポーターの役割や登録に関する手続きなどについて整理を行っています。次の第11条では、教育活動サポーターの守秘義務規定、第12条では、教育活動サポーターに対する謝金規定を規定しています。謝金につきましては、予算の範囲内で謝金及び費用弁償を支給すると明記しているところです。最後に附則になりますが、教育委員会の承認をいただいた後に告示を行いまして、本実施要綱を施行させていただきます。また、今後の動きですが、教育活動サポーターとして指導いただく方を県立大学の学生や退職校長会等に募集させていただく予定としています。また、中学生に対しては、参加募集を経たのちに、できれば9月からの実施ができればということ考えているところです。
富野教育長	以上、事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。
中村委員	地域未来塾を開催する時間帯はどの程度を想定していますか。また、放課後に実施するものなのか、各学年の募集人数を概ねどの程度見込まれているのかを教えてください。

鮎川係長	実施の時間帯につきましては、平日の放課後に2時間程度を想定しています。 また、参加生徒数の見込みにつきましては、具体的にどの程度かまでは想定していませんが、徐々に増やしていきたいと考えているところです。
鮎川係長	この地域未来塾につきましては、事業内容にもありますとおり、生徒自身に学習習慣を身に付けさせたいと思っていますので、まずは生徒自身が自学を行い、学習問題に行き詰ったり分からないところがある場合に、指導員となる教育活動サポーターが手助けをするというイメージを持っているところです。
荒木委員	地域未来塾に参加するには希望者だけなのか、それとも中学校の先生から「地域未来塾に行ってみないか。」と声掛けをするものなのかを教えてください。
鮎川係長	当初の募集段階では、生徒個人からの希望者を募る形になると思いますが、学校の方とも相談をさせていただいたうえで、場合によっては学校と連携して個別の生徒を地域未来塾へ誘導するという必要もあると思っています。
富野教育長	それでは、議案第28号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】
宮原教育次長	6 報告事項 (1) 令和8年 6月議会（一般質問・補正予算）について → 「報告（1）資料」に基づき、教育委員会関連の一般質問と答弁内容について概要説明。
園田指導主事	(2) 佐世保市中学校体育大会の結果について → 「報告（2）資料」に基づき、佐世保市中学校体育大会の結果について概要説明。
園田指導主事	(3) 令和8年度 学校閉庁日について → 「報告（3）資料」に基づき、夏季休業中及び冬季休業中の学校閉庁日について日程説明。 ○夏季休業中（7日間） 令和8年 8月10日（月）～16日（日） ○冬季休業中（10日間） 令和8年12月28日（月） ～令和9年1月6日（水）
鮎川係長	(4) 千本公園プールの休止について → 「報告（4）資料」に基づき、千本公園プールの休止措置について概要説明。

林枝次長補佐

(5) 名義後援(3件)について

→ 3件の申請の概要説明。

①第48回佐々町少年スポーツ大会

(佐々町スポーツ少年団/令和8年6月4日受理)

②2026年度発達支援講演会「就学以降の子どもへの支援の考え方」

(一般社団法人 三輪車/令和8年6月5日受理)

③第51回北松浦郡民体育大会

(北松浦郡スポーツ協会/令和8年6月23日受理)

林枝次長補佐

(6) 行事関係報告について → 「報告(6)資料」に基づき説明。

1.1 意見交換 令和8年度 長崎県市町教育委員会合同研修会の分科会について
合同研修会分科会について、出席した委員から分科会での内容報告を行い、各分科
会テーマに沿った意見交換を行った。

(16時30分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するため、
ここに署名する。

令和8年6月30日

教育長

富野 毅

委員

金澤 淳子